

# 福岡県公報

平成22年9月29日  
第3166号

## 目次

### 告示(第1515号 - 第1530号)

生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	..... 2
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	..... 2
生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	..... 2
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	..... 3
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	..... 4
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名(名称)及び住所(所在地)の変更	(保護・援護課)	..... 4
解除に係る保安林の所在場所等	(森林保全課)	..... 4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	..... 4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	..... 5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	..... 5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	..... 6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	..... 6
道路の区域の変更	(道路維持課)	..... 6
道路の供用の開始	(道路維持課)	..... 6
道路の供用の開始	(道路維持課)	..... 7
土地改良事業計画の廃止	(農村整備課)	..... 7
公 告		
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	..... 7
介護保険法に基づく指定調査機関の調査事務を行う事務所の所在地		

の変更	(介護保険課)	..... 8
教育委員会		
福岡県立少年自然の家「玄海の家」の臨時休所の公示(教育庁社会教育課)		..... 8
選挙管理委員会		
条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)	..... 8
県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数	(市町村支援課)	..... 8
県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村支援課)	..... 9
雑 報		
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	.....10
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	.....10
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	.....11
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	.....11
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	.....12
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	.....13
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	.....13
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	.....14
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	.....14
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	.....15
西日本宝くじの発売	(財政課)	.....16
西日本宝くじの発売	(財政課)	.....16
西日本宝くじの発売	(財政課)	.....16
西日本宝くじの発売	(財政課)	.....16
西日本宝くじの発売	(財政課)	.....17
西日本宝くじの発売	(財政課)	.....17
西日本宝くじの発売	(財政課)	.....17
西日本宝くじの発売	(財政課)	.....17
西日本宝くじの発売	(財政課)	.....18

西日本宝くじの発売	(財 政 課)	.....18
西日本宝くじの発売	(財 政 課)	.....18
西日本宝くじの発売	(財 政 課)	.....19
西日本宝くじの発売	(財 政 課)	.....19
西日本宝くじの発売	(財 政 課)	.....20

正 誤

特定非営利活動法人設立の認証申請（平成22年9月福岡県告示第1453号）中正誤.....	.....20
--	---------

告 示

福岡県告示第1515号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年9月29日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
像生134	いずみ内科クリニック	宗像市平井1丁目1-38	22・9・1
像生135	さとう耳鼻咽喉科クリニック	宗像市平井1丁目1-37	22・9・1
大野生122	たさか整形外科クリニック	大野城市大池1丁目7-3	22・9・1
中生82	中間クリニック	中間市土手ノ内2丁目29-12	22・8・1
行生134	みすみ内科医院	行橋市大橋2丁目26-5	22・9・1
春生歯79	高野歯科医院	春日市下白水北7丁目6番地	22・8・1
中生歯50	フレンズ歯科医院	中間市中尾1丁目14-8 大谷コーポ102号	22・9・1

豊生歯49	くらとみ歯科医院	豊前市大字八屋1159-1	22・8・1
粕生薬139	井上薬局宇美店	糟屋郡宇美町光正寺1丁目9-21	22・9・1
像生薬59	イルカ薬局宗像店	宗像市平井1丁目1-36	22・9・1
八女生薬43	りぼん薬局八女店	八女市本村377番地	22・8・1
筑生薬49	やまのい薬局	筑後市大字山ノ井358番地9	22・9・1
大生薬169	はーぶ薬局くぬぎ店	大牟田市大字歴木1549番地7	22・9・1
大野生訪5	訪問看護ステーション東風	大野城市川久保2丁目8番1号	22・8・25

福岡県告示第1516号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年9月29日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
み生1	小柳医院	みやま市瀬高町下庄1567	22・8・14
中生52	医療法人岡田内科胃腸科クリニック	中間市土手ノ内2丁目29-12	22・7・31
春生歯15	高野歯科医院	春日市下白水北7丁目6	22・7・31
大生歯110	水町歯科医院	大牟田市上官町2丁目13-3	22・8・26
八女生薬33	江上薬局支店	八女市本村377	22・7・31

福岡県告示第1517号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
柳生77	松永医院	まつなが内科クリニック	柳川市鬼童町49-1	22・8・1
柳生65	医療法人永江医院	医療法人くろだ整形クリニック	柳川市大浜町287-1	22・9・1

### 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
柳生77	まつなが内科クリニック	柳川市新外町4-1	柳川市鬼童町49-1	22・8・1
福津生薬13	三気堂こども薬局	福津市宮司1938-1	福津市宮司浜3丁目22-25	19・3・12
直生薬77	さくら薬局直方店	直方市大字感田字湯ノ浦1757-5	直方市湯野原2丁目2-10	19・10・1

### 福岡県告示第1518号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大生マ10	岸森 まち子（訪問マッサージ大牟田）	大牟田市栄町2丁目13-1 モリビル1F	22・9・1
柳生マ5	池田 武（保険訪問マッサージ陽だまり）	柳川市大和町栄87-1 昭和コーポ103号	22・7・22
古生マ13	太田 良一（よつば在宅マッサージ院）	古賀市今の庄1丁目26-43	22・8・2
田川生マ15	浦野 靖之（正光あんな・鍼灸院）	田川郡大任町大字今任原4110-1	22・9・1
粕生マ29	濱田 義雄（かぐら治療院）	糟屋郡志免町南里1丁目12-22	22・9・1
粕生マ30	上野 文雄（かぐら治療院）	糟屋郡志免町南里1丁目12-22	22・9・1
飯生柔44	安藤 隆二（整骨院長生庵飯塚院）	飯塚市西町2-87 センタービル1F	22・7・16
飯生柔45	荒井 啓昌（整骨院長生庵飯塚院）	飯塚市西町2-87 センタービル1F	22・7・16
飯生柔46	眞路 悠吾（整骨院長生庵飯塚院）	飯塚市西町2-87 センタービル1F	22・7・16
田生柔26	今村 真八（長生庵）	田川市大字伊田2741-11 KMビル1階	22・7・13
八女生柔21	竹上 幸（やつひめ整骨院）	八女市平田532-8	22・8・16
筑紫生柔49	古川 祥吾（杏整骨院二日市）	筑紫野市二日市中央4丁目11-1-2F	22・8・23
宰生柔24	古川 祥吾（太宰整骨院）	太宰府市宰府2丁目7-6	22・8・23
嘉麻生柔12	川上 宏一（ひばり整骨院）	嘉麻市岩崎989-3	22・8・23

福岡県告示第1519号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年9月29日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
大生マ9	池田 武（保険訪問マッサージ陽だまり）	大牟田市大字宮崎2996 - 6	22・7・31
直生柔21	荒井 啓昌（整骨院 長生庵）	直方市新知町6 - 48	22・7・13
田生柔14	安藤 隆二（長生庵）	田川市大字伊田2741 - 11 KMビル1階	22・7・13

福岡県告示第1520号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名（名称）及び住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年9月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 氏名（名称）の変更

指定番号	旧氏名又は旧名称	新氏名又は新名称	住所又は所在地	変更年月日

朝倉生柔6	村上 寛幸（えびす整骨院）	村上 寛幸（むらかみ整骨院）	朝倉市甘木1928 - 3	22・9・1
-------	---------------	----------------	---------------	--------

2 住所（所在地）の変更

指定番号	氏名又は名称	旧住所又は旧所在地	新住所又は新所在地	変更年月日
大生柔36	岩間接骨院	大牟田市藤田町175 - 1	大牟田市藤田町498 - 1	22・5・1
朝倉生柔6	村上 寛幸（むらかみ整骨院）	朝倉市甘木1859石野A P 2号	朝倉市甘木1928 - 3	22・9・1

福岡県告示第1521号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年9月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
築上郡築上町大字石堂513の4
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

福岡県告示第1522号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年9月29日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成22年8月24日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人 ミュージアム研究会

## (2) 代表者の氏名

高田 浩二

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区奈多1丁目2番63-608号

## (4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、九州・沖縄の子どもたちから大人たちに対して、環境教育・自然や教育についての研究に関する事業を行い、地域の教育及び地球環境問題解決に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、子どもたちから大人たちに対して、環境教育・自然や教育についての研究に関する事業を行い、地域の教育及び地球環境問題解決に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1523号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成22年9月2日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人 ひまわりキッズクラブ

## (2) 代表者の氏名

江上 智重子

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区引野二丁目6番33号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の子どもたち及び保護者に対して、子育てや親のケアに関する事業を行い、心理的負担の軽減と児童の健全育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1524号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成22年9月2日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人アイキャリアビジョン

## (2) 代表者の氏名

藤吉 しのぶ

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県行橋市中央一丁目10番43号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、求職者及び青少年及び中小企業社員に対して、キャリアビジョン構築と雇用能力開発に関する事業を行い、雇用機会の拡充と雇用の定着に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第1525号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年9月29日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成22年8月31日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人血管性浮腫情報センター

## (2) 代表者の氏名

堀内 孝彦

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号 コラボ・ステーション 7階

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、血管性浮腫患者、医療関係者に対して、実態の調査、病気の情報共有や基礎的、臨床的研究に関する事業を行い、的確な診断と治療法の提供に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第1526号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年9月29日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成22年8月29日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人グリーンハットインターナショナル

## (2) 代表者の氏名

牧野 光

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目22番6号 大野ビル6F

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、世界の食糧危機と環境破壊から生命を護るため、生命の尊厳を根本理念として、遠山正瑛博士の理論と実践を継承し、沙漠緑化及び森林や農地の作物栽培に関する事業を通して、人類の幸福に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第1527号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月29日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直 方	県 道	直 方 鞍 手 線	前	鞍手郡鞍手町大字中山715番1先から 鞍手郡鞍手町大字中山2103番4先まで	10.8 ～ 24.5	1,012.0
			後	同上	10.8 ～ 29.5	1,012.0

## 福岡県告示第1528号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成22年9月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	直方線 鞍手	鞍手郡鞍手町大字中山715番1先から 鞍手郡鞍手町大字中山2103番4先まで

福岡県告示第1529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年10月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	442号	筑後市大字久富970番先から 筑後市大字高江256番2先まで

福岡県告示第1530号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項に基づいて、同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業計画の廃止を平成22年9月2日付けで適当であると決定したので、同法第96条の3第5項に基づいて同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
香春町	皿山地区土地改良 (農業用ため池整備)事業	土地改良事業廃止 処理計画の写し	平成22年9月29日から 平成22年10月28日まで	香春町 役場

## 公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更しようとする都市計画の種類及び名称  
岡垣都市計画道路3・6・9号海老津中村線
- 2 開催の日時及び場所
  - (1) 日時  
平成22年10月20日 午後7時から9時まで
  - (2) 場所  
岡垣町役場大会議室（岡垣町野間1-1-1）
- 3 都市計画の案の概要及び閲覧
  - (1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・6・9号海老津中村線	起点 岡垣町大字海老津字下山添 終点 岡垣町大字海老津字四反田 主な経過地 岡垣町大字海老津字四反田	約230メートル

(2) 閲覧

同案については、平成22年9月29日から10月13日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び岡垣町役場建設課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年10月13日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公告

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の4第2項の規定に基づき、指定調査機関から調査事務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のように公示する。

平成22年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

指定調査機関の名称	旧所在地	新所在地	変更年月日

有限会社医療福祉評価センター	福岡市博多区博多駅東三丁目12番11号	福岡市博多区博多駅東二丁目6番1号	H22・9・6
----------------	---------------------	-------------------	---------

教育委員会

公告

福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用等に関する規則（昭和49年福岡県教育委員会規則第9号）第2条第2項の規定に基づき、臨時に休所することとしたので、同項ただし書の規定により、次のように公示する。

平成22年9月29日

福岡県立少年自然の家「玄海の家」所長 安川 正郷

1 臨時休所の期間

平成22年12月1日から平成23年2月10日まで

2 臨時休所の理由

空調設備改修工事のため

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成22年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成22年9月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

82,170

福岡県選挙管理委員会告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定



に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成22年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成22年9月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

751,414

福岡県選挙管理委員会告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成22年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成22年9月29日

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	30,056
北九州市小倉北区	49,740
北九州市小倉南区	57,698
北九州市若松区	23,669
北九州市八幡東区	20,481
北九州市八幡西区	69,877
北九州市戸畑区	17,143
福岡市東区	74,609
福岡市博多区	55,008
福岡市中央区	46,786
福岡市南区	66,229
福岡市城南区	32,803

福岡市早良区	55,689
福岡市西区	50,030
大牟田市・三池郡	39,123
久留米市	63,049
直方市	16,216
飯塚市	21,529
田川市	13,988
柳川市	10,653
甘木市	11,183
八女市	10,257
筑後市	12,952
大川市	10,553
行橋市	19,517
中間市	12,748
小郡市・三井郡	24,408
筑紫野市	26,704
春日市・筑紫郡	41,025
大野城市	24,965
宗像市	25,554
太宰府市	18,801
前原市・糸島郡	26,943
古賀市	15,493
糟屋郡	56,343
宗像郡	15,640
遠賀郡	26,739
鞍手郡	16,048
嘉穂郡・山田市	30,929
朝倉郡	13,427

浮羽郡	14,410
三潁郡	11,850
八女郡	14,411
山門郡	16,894
田川郡	24,336
京都郡	15,519
築上郡・豊前市	17,484

## 雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第20号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1987回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1987回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成22年10月13日から  
平成22年10月19日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成22年10月13日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
-----	----------	-----------

1	等	50,000円	136本
2	等	10,000円	4,000本
3	等	2,000円	34,796本
4	等	500円	40,000本
5	等	100円	400,000本

### 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第21号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1988回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1988回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
10万通 40組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成22年10月13日から  
平成22年10月26日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成22年10月28日

7 当せん金支払開始日 平成22年11月2日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	5,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	39本
2 等	1,000,000円	4本
3 等	100,000円	80本
4 等	10,000円	800本
5 等	5,000円	8,000本
6 等	1,000円	40,000本
7 等	100円	400,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第22号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1989回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1989回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1-1-5

3 発売総額及び通数 1,000,000,000円  
10万通 50組

4 証 票 金 額 1枚 200円

5 発 売 期 間 平成22年10月27日から  
平成22年11月9日まで

6 抽 せ ん 日 平成22年11月11日

7 当せん金支払開始日 平成22年11月16日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	60,000,000円	1本
1等の前後賞	20,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	49本
2 等	10,000,000円	4本
3 等	1,000,000円	50本
4 等	50,000円	1,000本
5 等	1,000円	50,000本
6 等	200円	500,000本
幸運の女神賞	10,000円	5,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第23号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1990回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1990回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成22年11月3日から  
平成22年11月9日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成22年11月3日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	200,000円	40本
2 等	100,000円	40本
3 等	10,000円	3,300本
4 等	5,000円	3,300本
5 等	1,000円	49,920本
6 等	500円	49,920本
7 等	100円	400,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第24号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1991回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1991回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 350,000,000円  
10万通 35組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成22年11月3日から  
平成22年11月16日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成22年11月18日
- 7 当せん金支払開始日 平成22年11月24日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	30,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	34本
2 等	1,000,000円	3本
3 等	100,000円	35本
4 等	10,000円	700本
5 等	3,000円	10,500本

6	等	1,000円	35,000本
7	等	100円	350,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第25号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1992回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1992回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 350,000,000円  
10万通 35組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成22年11月17日から  
平成22年11月30日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成22年12月2日
- 7 当せん金支払開始日 平成22年12月7日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
---	---	-----------	-----------

1	等	10,000,000円	1本
1	等 の 前 後 賞	1,000,000円	2本
1	等 の 組 違 い 賞	50,000円	34本
2	等	3,000,000円	2本
3	等	100,000円	70本
4	等	10,000円	1,050本
5	等	3,000円	7,000本
6	等	500円	105,000本
7	等	100円	350,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第26号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1993回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1993回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円  
350万通

- 4 証 票 金 額 1枚 200円  
 5 発 売 期 間 平成22年11月24日から  
 平成22年12月7日まで  
 6 当せん金支払開始日 平成22年11月24日  
 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	1,000,000円	14本
2 等	30,000円	140本
3 等	10,000円	1,400本
4 等	3,000円	14,000本
5 等	1,000円	164,850本
6 等	100円	700,000本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第27号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1994回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1994回西日本宝くじ  
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5

- 3 発売総額及び通数 900,000,000円  
 450万通  
 4 証 票 金 額 1枚 200円  
 5 発 売 期 間 平成22年12月8日から  
 平成22年12月24日まで  
 6 当せん金支払開始日 平成22年12月8日  
 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	300,000円	54本
2 等	10,000円	1,125本
3 等	5,000円	10,692本
4 等	300円	450,000本
5 等	100円	900,000本
メリークリスマス賞	2,000円	45,000本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第28号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1995回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1995回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 1,500,000,000円  
10万通 75組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成22年12月23日から  
平成23年1月11日まで
- 6 抽せん日 平成23年1月13日
- 7 当せん金支払開始日 平成23年1月18日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	80,000,000円	1本
1等の前後賞	10,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	74本
2 等	10,000,000円	4本
3 等	1,000,000円	75本
4 等	30,000円	2,250本
5 等	1,000円	75,000本
6 等	200円	750,000本
初夢ラッキー賞	10,000円	15,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第29号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1996回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成22年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1996回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 1,600,000,000円  
800万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成22年12月25日から  
平成23年1月11日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成22年12月25日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	500,000円	112本
2 等	10,000円	1,120本
3 等	5,000円	10,720本
4 等	100円	3,200,000本
お年玉賞	1,000円	264,224本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                        |                             |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称                  | 第1997回西日本宝くじ                |
| 2 発売総額及び通数             | 400,000,000円<br>1組10万通 40組  |
| 3 証票金額                 | 1枚 100円                     |
| 4 発売期間                 | 平成23年1月5日から<br>平成23年1月18日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 165,950,000円        |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 39,462,045円         |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 29,120,000円         |
| 8 受託申請期限               | 平成22年10月13日                 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                        |                             |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称                  | 第1998回西日本宝くじ                |
| 2 発売総額及び通数             | 350,000,000円<br>1組10万通 35組  |
| 3 証票金額                 | 1枚 100円                     |
| 4 発売期間                 | 平成23年1月19日から<br>平成23年2月1日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 147,200,000円        |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 34,672,470円         |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 25,480,000円         |
| 8 受託申請期限               | 平成22年10月13日                 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| 1 名 称      | 第1999回西日本宝くじ          |
| 2 発売総額及び通数 | 400,000,000円<br>200万通 |
| 3 証票金額     | 1枚 200円               |
| 4 発売期間     | 平成23年1月26日から          |



平成23年2月1日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 176,100,000円
- 6 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 36,288,000円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 30,960,000円
- 8 受託申請期限 平成22年10月13日

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第2000回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 1,000,000,000円  
1組10万通 50組
- 3 証券金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成23年1月26日から  
平成23年2月8日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 444,900,000円
- 6 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 87,714,795円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 53,700,000円
- 8 受託申請期限 平成22年10月13日

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第2001回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 350,000,000円  
1組10万通 35組
- 3 証券金額 1枚 100円
- 4 発売期間 平成23年2月2日から  
平成23年2月15日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 149,700,000円
- 6 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 34,782,720円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 25,480,000円
- 8 受託申請期限 平成22年10月13日

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第2002回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 800,000,000円  
400万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成23年2月2日から  
平成23年2月15日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 353,392,000円
- 6 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 71,393,616円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 61,920,000円
- 8 受託申請期限 平成22年10月13日

西日本宝くじ事務協議会公告  
 当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年9月29日  
 鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第2003回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成23年2月16日から  
平成23年2月22日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 176,160,000円
- 6 売りさばき及び

- 当せん金支払手数料 発売総額に対し 36,258,180円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 30,960,000円
- 8 受託申請期限 平成22年10月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第2004回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 350,000,000円  
1組10万通 35組
- 3 証 票 金 額 1 枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成23年2月16日から  
平成23年3月1日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 152,700,000円
- 6 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 34,602,645円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 25,480,000円
- 8 受託申請期限 平成22年10月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本  
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名に  
おいて

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                        |                             |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称                  | 第2005回西日本宝くじ                |
| 2 発売総額及び通数             | 400,000,000円<br>200万通       |
| 3 証 票 金 額              | 1 枚 200円                    |
| 4 発 売 期 間              | 平成23年2月23日から<br>平成23年3月1日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 176,350,000円        |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 36,050,175円         |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 30,960,000円         |
| 8 受託申請期限               | 平成22年10月13日                 |

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第  
3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申  
請されたい。

平成22年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本  
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名に  
おいて

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| 1 名 称      | 第2006回西日本宝くじ               |
| 2 発売総額及び通数 | 350,000,000円<br>1組10万通 35組 |

- |                        |                             |
|------------------------|-----------------------------|
| 3 証 票 金 額              | 1 枚 100円                    |
| 4 発 売 期 間              | 平成23年3月2日から<br>平成23年3月15日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 146,700,000円        |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 34,529,145円         |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 25,480,000円         |
| 8 受託申請期限               | 平成22年10月13日                 |

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第  
3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申  
請されたい。

平成22年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本  
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名に  
おいて

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                        |                             |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称                  | 第2007回西日本宝くじ                |
| 2 発売総額及び通数             | 800,000,000円<br>400万通       |
| 3 証 票 金 額              | 1 枚 200円                    |
| 4 発 売 期 間              | 平成23年3月2日から<br>平成23年3月15日まで |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 353,120,000円        |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 71,662,080円         |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 61,920,000円         |
| 8 受託申請期限               | 平成22年10月13日                 |

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成22年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- |                        |                              |
|------------------------|------------------------------|
| 1 名 称                  | 第2008回西日本宝くじ                 |
| 2 発売総額及び通数             | 1,000,000,000円<br>1組10万通 50組 |
| 3 証 票 金 額              | 1枚 200円                      |
| 4 発 売 期 間              | 平成23年3月9日から<br>平成23年3月25日まで  |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 444,900,000円         |
| 6 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 87,265,395円          |
| 7 その他発売経費              | 発売総額に対し 53,700,000円          |
| 8 受託申請期限               | 平成22年10月13日                  |

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
22・9・10	3159	告示	1453	5			15		鍛冶町	鍛冶町